

セーフティネット保証認定手続きの受付場所を移設します

新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を来している中小企業者等の資金繰りを支援するため、セーフティネット保証(1)認定手続きを行っているところですが、受付件数が大幅に増加していることから、窓口の混雑緩和により新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、認定事務を迅速に行うことを目的として、受付場所を移設し受付人員・体制を強化しますので、お知らせします。

1 移設場所

相模原市役所本庁舎 会議室棟 会議室 1

従前の受付場所...本庁舎本館 5階 産業支援課窓口

2 開設日

令和2年4月22日(水)

3 開設時間

午前9時から午後5時まで(土・日・祝日等を除く)

4 主な対応業務

・セーフティネット保証4号認定申請受付

・危機関連保証認定申請受付

「セーフティネット保証5号認定」及び「景気対策特別資金融資対象確認書」の申請受付は、(公財)相模原市産業振興財団で行っています。

(1)セーフティネット保証

セーフティネット保証は、景気の低迷などにより経営の安定に支障を来している中小企業者を支援するための保証制度です。

具体的には、信用保証協会が通常の保証枠とは別枠で保証を行う支援制度です。認定を受けることにより、通常の保証枠とは別枠で、最大で無担保8,000万円・有担保2億円の保証の利用申込ができます。

融資の実行には、認定とは別に金融機関及び信用保証協会による審査があります。

問合せ先
産業支援課 企業支援班
電話 042-769-8237 (直通)